

美里町地域防災計画

【修正概要】

令和4年5月25日

美里町防災会議

(令和3年度・令和4年度)

美里町地域防災計画 修正概要【案】

■令和3年度概要

◎防災基本計画の修正の反映

- ① 避難勧告の廃止(避難指示への一本化)に伴う修正

◎その他の修正

- ① 時点修正が必要な項目を令和3年4月1日現在で修正

◎防災基本計画修正の反映

① 避難勧告の廃止(避難指示への一本化)に伴う修正

- 5段階の警戒レベルのうち、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)の意味の違いが住民に理解されていなかったことから、避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化し、従来の「避難勧告」の段階から「避難指示」を行うことを明記
- 町防災計画の一般災害対策第3章第2節動員配置計画について、警戒体制下の職員配置基準を第1警戒体制下及び第2警戒体制下の2段階とし運用することを明記
- 町防災計画の一般災害対策第3章第6節避難収用計画について、「避難指示」への一本化に伴い避難情報発令に関する項目を修正

美里町地域防災計画 修正概要【案】

■令和4年度概要

◎防災基本計画修正の反映

- ① 避難所や災害対応における男女共同参画の推進
- ② 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

◎熊本県の施策等を踏まえた修正

- ① 防災教育の充実、避難訓練の実施等
- ② 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- ③ 災害対応における男女共同参画の推進
- ④ 外国人への防災知識の普及促進
- ⑤ 避難所外避難者把握の仕組みづくり
- ⑥ 避難所における感染症予防等の対策
- ⑦ 命を守る「マイタイムラインの普及」
- ⑧ 地区防災計画の作成推進
- ⑨ 要配慮者利用施設での早期の避難確保計画の100%作成及び訓練実施
- ⑩ 高齢者や障がい者など配慮が必要なすべての世帯での要支援者個別計画の作成・検証
- ⑪ 広域避難や予防的避難の積極的な実施
- ⑫ 災害廃棄物の仮置場候補地の選定等

美里町地域防災計画 修正概要【案】

■令和4年度概要

◎その他の修正

- ① 防災計画のレイアウトの統一
- ② 防災計画の記載事項の見直し
- ③ 時点修正が必要な項目を令和4年4月1日現在で修正

◎防災基本計画修正の反映

① 避難所や災害対応における男女共同参画の推進

- 町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努めることを明記
- 町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ることを明記
- 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止し、安全に配慮するよう努めることや警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口の情報提供に努めることを明記

② 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

- 町は、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施に努めることを明記
- 町は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じること及び自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有することを明記

◎県の施策等を踏まえた主な修正

① 防災教育の充実、避難訓練の実施等

- 水害や土砂災害リスクのある学校における避難訓練と防災教育の実施について明記

② 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

- 町は、患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するなど必要な措置を講じるよう努めることを明記

③ 災害対応における男女共同参画の推進

- 町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うことを明記
- また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、防災部局と男女共同参画担当部局が連携し、それぞれの役割を明確化しておくよう努めることを明記

④ 避難所外避難者把握の仕組みづくり

- 避難所外避難者避難所外避難者の点在を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者の把握のための具体的な対策(避難状況を自ら報告する仕組みやNPO等と連携した把握体制の整備等)をあらかじめ整理しておく旨を明記

◎県の施策等を踏まえた主な修正

⑤ 外国人への防災知識の普及促進

- 町は、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、町が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組むことや、災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため、町職員の対応力向上を図ることを明記避難所外避難者把握の仕組みづくり
- 避難所外避難者の点在を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者の把握のための具体的な対策（避難状況を自ら報告する仕組みやNPO等と連携した把握体制の整備等）をあらかじめ整理しておく旨を明記

⑥ 避難所における感染症予防等の対策

- 感染症流行時の避難所における感染症の予防・まん延防止のための対策を明記
 - ・ 感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。
 - ・ 避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

◎県の施策等を踏まえた主な修正

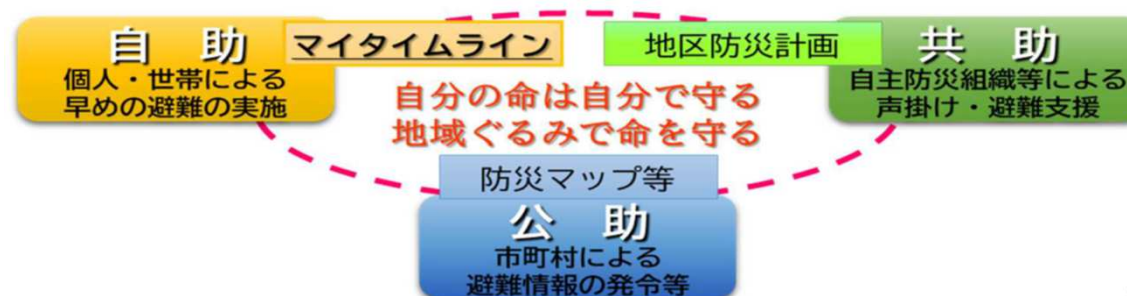
⑦ 命を守る「マイタイムライン」の普及

- 町は、地域における自助・共助の推進を目的として、確実な避難による“逃げ遅れゼロ”を実現するため、住民一人一人があらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン(防災行動計画)」を普及することを明記



⑧ 地区防災計画の作成推進

- 町は自主防災組織と連携して、災害時に地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保することを明記



◎県の施策等を踏まえた主な修正

⑨ 要配慮者利用施設での早期の避難確保計画の100%作成及び訓練実施

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、避難誘導等の訓練を実施することを明記

⑩ 高齢者や障がい者など配慮が必要な全ての世帯での要支援者個別計画の作成・検証

- 町は、高齢者や障がい者等、配慮が必要な一人一人の避難行動要支援者に対して具体的な避難支援計画（個別計画）の策定に努め、県は、実効性の高い個別計画の策定や訓練実施を支援することを明記

⑪ 広域避難や予防的避難の積極的な実施

- 町は、これまでも取り組んできた予防的避難の取組を推進するとともに、広域避難については、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討・実施することを明記

◎県の施策等を踏まえた主な修正

⑫ 災害廃棄物の仮置場候補地の選定等

- 町は、災害廃棄物の処理を早期に完了するため、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場候補地の選定・確保、動線やレイアウトの検討等に努めることを明記
- また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害の恐れがある場所を避け、複数の候補地選定に努めることを明記

◎その他の修正

- ① 防災計画のレイアウトの統一
 - 段落及び書出し位置の統一、記号など標記の統一
- ② 防災計画の記載事項の見直し
 - 過去の修正漏れや、追記漏れなどを記載
- ③ 時点修正が必要な項目を令和4年4月1日現在で修正